

## 第1回 尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 会議要旨

日時 平成29年9月20日(水) 15時30分から16時30分まで  
場所 尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホール  
出席者 委員18人(代理出席含む。)  
開催形態 公開(傍聴者0人)

### 会議要旨

#### 1 開会

各委員自己紹介

#### 2 協議事項

##### (1) 尼崎市立学校の平成28年度いじめの認知状況について **資料1**

事務局から、資料1に基づき説明した。

##### \*主な発言要旨

(A委員)保護者からの訴えが24件で40.7%ともっとも高くなっているという事は、ご家庭において親と子の状況が良くなっていると受け取っていいのか。

(B委員)いじめの発見のきっかけを全国のケースと比較すると、全国的にはアンケート調査の結果からいじめを発見するというケースが約半数以上になっている。本市の特徴としては、本人の保護者から訴えていじめを発見することが高くなっている状況は以前からあった。いじめ防止基本方針の法の趣旨の中でも、いじめに対する取組みとして、学校現場、事業所、保護者の役割ということがあって保護者自身も子どもと接する時間が長いと、子どものSO、小さな変化を見ていただいて、それを踏まえて気が付いたら学校に訴えていただく、「何か少しおかしいのではないか」ということを伝えていただいていることから、発見されているのではないかとこども政策課では考えているところである。

学校現場の方では、どのようになっているか、教えていただきたい。

(C委員)小学校では各学校で「いじめアンケート」を実施していて、本人から「悩んでいることはないですか」というような内容で聞き取りをしている。小学生は、まだ幼い部分もあるので、教職員が見て気づく部分も大きいのかと思っている。高学年になってくると保護者の方から、連絡・相談を受けて発覚するということもある。

(D委員)各学校でいじめアンケートの実施をしている。アンケートによる早期発見が一番多いと思う。本人からの訴えの中に、本人が保護者に訴えて保護者がその内容を学校に伝えるということも含むのであれば、中学生になると自分から言うということ、我々職員との関係性も近くなっているのか、アンケート等の実施も充実してきていると思うので、より言いやすい環境が整いつつあるというところだと思う。

##### (2) いじめの防止等のための取組状況

会長より指名された委員により説明をしていただいた。

##### \*主な発言要旨

(C委員)小学校では、いじめアンケートを取り、いじめの早期発見に取り組んでいる。各学校で取組みを行っている中で、小学校全体として生徒指導主任との研究を進めている。テーマも、「児童の実態に即した開発的生徒指導」ということで、まずは、いじめが起きない環境作りを目指し、各地区で研究を進めてもらっている。研究の内容としては、自尊感情が低いというのが尼崎市は全国の学力調査で分かっているので、自尊感情を高める取組みとして、褒め言葉のシャワーとあって、ある1人の子どもを終わりの会等で全員から褒めてあげるといったような取組みをしている地区もあれば、コミュニケーション能力ということで挨拶を大事にしながら

ら、挨拶を全員が自分から出来るような学校にしようという取り組みをしている地区もある。後は、落ち着いた学校生活を送れるように、上靴を揃える、靴を揃えるという取り組みをしている地区もある。そのような取り組みを各地区で行うことにより、少しでも子ども達の環境を良くするというところから、いじめを防止していくということに繋がるのではないかと思い、各地区で研究を進めている。

昨年度より、中学校とも連携を取りながら、各地区の研究には、その地区の中学校の生徒指導担当の先生方に来ていただいて、情報交換をしながら地区の研究も進めている。

小学校の方で問題行動もたくさん出ているが、不登校でも気になる点ではあるので、いじめとは離れるかもしれないが、そちらの方の取り組みも今、各地区で情報交換をしながら取り組みを行っている。いじめは、話題になってきているので、教諭の方も敏感になっていて、起こらないような生徒指導というものも今、小学校では取り組んでいる。

(B委員) 自尊感情が本市は低いとの発言がありましたが、先生方が目に見えて感じる場面というのは、どういうところで感じるか。書物とか尼崎学力生活実態調査でも全国のデータから見れば、自己肯定感、自尊感情が低いということが見られるが、先生の教育活動の中で見られる点等はあるか。

(C委員) もちろんデータを基にそう言っている部分もあるが、各担任から見て、例えば「将来の夢は何か」と聞いても「夢はない」とか、「別に考えていない」とか、回答が高学年になると増えてきている現状がある。達成感を得られない部分、例えば、勉強をしても「解きたい」という意欲に繋がらなかったり、解らないからやらない等のことから、自分を高めるといよりは投げ出してしまう部分も見られるので、このようなことから、自尊感情を高めていかなければならないと考えている。

(A委員) 担当している地域の学校では、卒業式等に将来の夢を発表するが、その学校での良い取り組みはまた別の地域で取り組むというような、学校同士での交流は持つのか。

(C委員) 地区で発表の場があるので、こういうところから交流を持つ。当校でいうと、自尊感情を高める取り組みで、Q Uテストというのがあり、「自分がどのように自分を見ているか」がわかるようなテストで、そういうことを研究で取り組んでいる学校もあり、その学校から情報をもって別の小学校では取り組んでみたりする。

(E委員) 開発的というのはどのような内容のものなのか。

(C委員) 問題行動を起こさないように未然に防げるような生徒指導の方法を開発的生徒指導と伝えている。

(D委員) 中学校の場合は、事前のアンケートを行っている。ほとんどの学校で実施している。具体的に本校であれば、教育相談アンケートを毎学期1回、内容は同じもので実施している。このアンケートは自分についてのアンケートで、進路への不安、クラブでの不安、対人関係の不安・家庭のこと、問題は色々。それから3年程前には、いじめに特化したアンケートを取るようにした。これは、年に2回実施している。生徒が入学してから卒業するまで3年間は、すべて保管しておいて、何か変化があった時にすぐに見直すことが出来るような状況、資料をまとめている。

アンケートも出来るだけ簡単な状態で、「はい」か「いいえ」に丸を付ける状態にしている。1つでも気になる点に丸をつけている生徒は、個別面談をその都度行っている。出来るだけアンケートの期間を短くすることによって、早期発見に繋がるようにしている。市内の中学校では、生徒会活動の一部で「いじめ撲滅」の劇を自分達で考え、DVDにまとめて文化発表会で発表したり、生徒達に配ったりということで、子ども達が主体となり、いじめについての取り組みを積極的に考えているという学校もある。そういった学校では、保護者からの反響も大きく、保護者の方もいじめに対する認知意識を高めて、全体的に見守る環境作りに着手していると聞いている。

(F委員) 教育委員会としては、従来は、毎月、小中学校問題行動集計の報告を月末に締めた

ものを翌月5日までに報告をいただいていたが、昨年度から、いじめの事案については、認知すれば速やかに報告をするということで、教育委員会の方へもタイムラグがないような形に取組みを変えている。

その中で、トラブル・いじめに関わるところで、SNSであったりLINEであったり、トラブルが少なくない状況である。学校の方については、情報モラルの指導であったり、携帯・スマホの使い方について子ども達に考えさせたり、また、保護者への啓発ということもしていただいている状況である。各学校においても、いじめ防止基本方針を作っており、その中で大切な事として、担任だけでいじめに対応するのではなくて組織で対応するということをあげているので、各学校のいじめ防止対策委員会等で認知すれば上げていただいて、そこで聞き取りをしていただく、若しくは対応をする。保護者への対応も含めてしていただくようお願いをしている。

最近では、そのあたりの意識も高くなって小さな案件についても、認知し報告をすることが出来てきているので数も増えてきている。早い段階での対応をしていただいていることもあり、解消に向けて取組みが行われている状況である。

(G委員) サポートセンターでの取組みを話すと、個別相談、或いは継続補導している少年、いじめられていないかどうかというのを聞く、或いは学校と情報モラル教室等で話をさせていただく時に、ネットいじめ等についても触れていく、そのような対応になってくるかと思う。警察としてのいじめに対する基本的な考え方として、いじめ問題については、教育上のあらゆる観点から一義的には教育現場での対応を尊重する。ただし、犯罪行為等、触法行為も含めてある場合には、被害少年、被害保護者等の意向を、学校の対応状況を踏まえながら、警察として必要な対応を取っていくということでやっている。具体的には、被害少年の生命や身体、安全が脅かされているよう重大な事案を認知した場合は、迅速に捜査に着手して学校等に対しても子ども、少年の保護の処置を要請するなどして、深刻化を防ぐ。重大な事案に当たらないような事案においても、被害少年、保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めているような事案に関しては、それが明白な虚偽であると著しく合理性を欠くものである場合を除いては、被害届けを受理して学校と連携をしながら、捜査・調査を進めていく。何れにも当たらない事案に関しては、教育現場での対応を尊重しつつ学校等と連携しながら適切な対応が取れるように、指導・支援を行なえるような対応を取っている。

警察、県警全体としての取組みでは、昨年頃から、県立学校・市立学校個別、兵庫県或いは神戸市、姫路市、伊丹市等で双方に情報を共有出来るような協定作りを行っており、これまで警察から学校への学校通報制度は元々あったけれど、学校から警察への情報提供をしやすくなるように制度作りを進めている。

(H委員) SOSミニレターがあって、小学校・中学校の子ども達全員に配っているがあまり来ない。小学校で見ると、女子が多い。低学年の女子が17通、男子が2通、高学年女子が14通、男子が5通、中学校女子が17通、男子が2通、合計で57通。これを多いとみるか少ないとみるか。これは内緒で来るものだが、危ないというものは校長先生に直に持って行く。今年は、いじめを心配するようなことは無かったと認識している。子どもが直々に書いてくるので、うまくいけば何度か来る。こちらは、先生ではないので、おじちゃん・おばちゃんに相談に来てつもりでおいでということである。私は、協議会ではたとえ1通でも2通でも真剣に考えて返すよう、そして必ず、法務局の職員にも見ていただいている。難問は、学校へ返すと校長先生が上手に担任と連携をしながら対応するので、解決する場合はほとんどである。

それと中学校の人権作文を毎年やっていて、このような作文があったので、紹介する。「日本のいじめ対策は間違っている」と書いてある。何が間違っているのかと読んでいくと、いじめ発見のきっかけがアンケートとか親からとかという話があったが、今抜けているのは、地域の方が出てきていない。いじめのストッパーとなるものがないと言っている。この子が書いているのは、いじめのストッパーになるには、必要不可欠な3つの要素があり、1つ目は、正し

い善悪の判断が出来ること、2つ目は、自分の意見を持つこと、3つ目は、他人の意見を尊重すること。この子は、2つ目が苦手である。この事を何とかしないといけないということで、学級会を開いて強制ではないが「文章を書いてやろう」と具体的な提言をした。「もっと生徒に自分の意見を持ち主張させる機会を増やし、基本的人権について自分なりの意見を持たせるべきである」と書いている。やっぱり、人間は人間が聞いてやらないといけないのではないかなと思う。学校の先生も大変だけど、時間を作って悩みはないかと発表をさせ皆で考える。この作文を読んだときに、すごい事を言っていると思った。

人権の方は、例えば1人でも例えば1通でも例えば1回の電話でも大事にしないといけない。たった、1回来る勇気に感謝しないといけないと話をしている。

(I委員) PTAとしては長期の休み明けの9月とかに気をつけてほしいですと話をしているが、それ以外に、例えば状況として、生徒がこれはいじめと言われた時に、「これ僕がやっていることがいじめなの」といった感覚を持っているのかと思ったり逆に、親としては、「まさか家の子が」といった状況にあるのか、私としては当事者であり被害者のどちらにもなりうる立場にあるので、認識のずれがあるのか納得していたというケースがあるのか、そのあたりは如何でしょうか。

(D委員) 本校の件ですが、保護者に「問題行動がありました」と報告し、「いじめとして学校としては捉えています」と伝えたときに「えっ」といった反応が大半である。我々としても正直なところ、この事案をいじめとして書類を上げないといけないのかということも含めて上げているので、保護者も同じような対応になることが大半である。これからは、そう時代なんですと、この件も我々いじめとして認識しないといけないし、保護者の方にも理解してもらわないといけないんですと、保護者の方の感覚、教員の感覚も変えていくというところでの段階だと思う。指導の大半は「えっ」という反応が多い。ただ、マスコミの報道により保護者の「それは、違うでしょう」といった反応はない。協力体制を取ってもらっているので拗れるといったようなことはない。子ども達も今現在は「えっ」といった反応。それを繰り返すうちに当たり前前というか、これは駄目だという繋がり作れる。今は、粘り強くやる時期かなと考えている。

(I委員) 各家庭で会話をすることによって子ども達から得る情報、それを学校に伝えるということも大切だと思っている。告げ口ではないけれど、それをうまく出来たらいいなと保護者は思っている。

(A委員) 地域の中での活動で地域との馴染みが薄くなってきていて、地域からの発言・提言が薄らいできている状態でもある。民生委員としては、主任児童委員を中心に子どもの問題を考えているので、地域では民生児童委員が家庭児童相談員から相談を受けた折には、その家庭を見守るとか、また、地域での状況を逆に家庭児童相談員へ上げるということを常に心がけているので、もしも学校だけの動きではなくて地域で子どものご家庭等を気になると思った時には、繋がりをさせていただきたい。

### (3) 尼崎市いじめ防止基本方針の改正について 資料2

事務局から、資料2に基づき説明した。

### (4) その他

事務局から、当該協議会の開催について、次回は当該年度の後半でもう1回開催すること、会議結果の公表については、会議録及び会議資料一式を市ホームページにより行うことを説明のうえ、了承を得た。

(以上)